令和6年度精神保健福祉援助実習希望申請の留意事項

下記の事項について、御理解をいただき、申請をお願いいたします。

1 提出書類

- (1)「様式1〕令和6年度精神保健福祉援助実習希望願
- (2)[様式2]令和6年度精神保健福祉援助実習希望調書
- 2 回答期限 令和5年12月22日(金)必着
- 3 提出先 〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818-2埼玉県立精神保健福祉センター 地域支援担当 吉川 宛

3 留意事項

- (1)「令和6年度精神保健福祉援助実習受入要領」「埼玉県立精神保健福祉センター実習生受入要件」(別紙1)を御確認ください。
- (2) <u>下記のことについて実習生へ事前に御説明いただき、合意を得てください</u> ますようお願いいたします。
 - ①各実習先では、実習プログラムによっては、実習生個人による実費負担があること(実費負担が難しい場合は、御相談ください)。

例1:事業や会議への陪席のための県内移動にかかる交通費

- ②実習開始前に、健康診断書及び感染症の抗体検査の結果(結果によっては予防接種の実施記録)の提出が必要なこと。
- ③原則、午前8時30分から午後5時15分までの時間(休憩45分)で実習に臨むことができること。
- (3)受入れの決定は、埼玉県立精神保健福祉センター職員による「精神保健福祉士援助実習委員会」にて行います。
- (4) 希望が各部署の受入人数を超えた場合、上記委員会で選考を行います。
- (5) 御希望に添えない場合があることを御了承ください。
- (6) 実習開始にあたっては、協定書を交わすこと、オリエンテーションの出席、 健康診断書及び感染症情報等(抗体検査の結果等)の提出が必要となります。 詳細は、別紙 2 「健康診断書の提出について」を御参照ください。

- 4 受入の回答について
 - 令和6年1月末までに、文書にて回答します。
- 5 受入回答後の手続き
 - *下記は、予定です。変更の場合があることを御了承ください。
 - (1) 令和6年1月末、精神保健福祉センターから受入れについて回答を送付。
 - (2) 令和6年4月、各校は、精神保健福祉センター宛、実習受入依頼文と実 習協定書を送付する。*受入回答時に詳細を示します。
 - (3) 実習開始前1か月頃をめどに、事前打合せ及びオリエンテーションを実施。
 - (4) 各校は、実習開始日が属する月の前月の10日までに、当該学生の健康診断書及び感染症情報を提出してください(実習終了後返却します)。
 - (5) 実習の開始。
 - (6) 実習終了後、約1カ月後に評価を回答。
- 6 問合せ先

埼玉県立精神保健福祉センター 地域支援担当 吉川

電話 048-723-3333 (内線1231)

β-N n2314452@pref.saitama.lg.jp